

Ⅲ. 南相馬市の地域ケア会議について

資料 1 P1 「3. H27.4 介護保険法の改正による制度化」に記載のとおり、地域ケア会議の設置については介護保険法により法定化され、「会議を置くよう努めること」という「努力規定」ではあるものの、本市の高齢者の状況から、これを積極的に採用し、厚労省が求める“地域包括ケアシステム”の構築に資するため、本市版の「地域ケア会議」を設置こととする。

(1) 名称について

一般に「地域ケア会議」と呼称されているが、法律上の規定はなく、当初は「推進地域ケア会議」とすべく検討していたが、最終的な目標が本市版“地域包括ケアシステム”の構築であることから、名称については「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」とする。(略称「推進会議」)

(2) 所掌事項について

推進会議が所掌する事項については、資料 1 P2 「2. 具体的検討事項」に示した 4 点とする。

- ・市の高齢者全般に渡る課題解決に向けた協議
- ・医療、介護、福祉のネットワーク構築に向けた協議
- ・地域課題の発見及び地域づくり・資源開発に向けた協議
- ・政策形成・提言に向けた協議

(3) 構成員について

構成員については、介護保険法第 115 条の 48 に規定される介護支援専門員、保健医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員、関係機関・団体等専門多職種を構成員とする。

具体的には、厚生労働省からの通知により「地域包括支援センター運営協議会」を置き換えても可とされていることから、同協議会をベースに相馬薬剤師会、福島県作業療法士会相双支部、介護保険施設及び包括支援センターからの代表に参加をお願いし、更に福祉担当部長を加えた 15 名以内の会議とする。

⇒本日の準備会に参集の皆様は、引き続き推進会議委員への就任をお願いします。

(4) 任期について

地域包括支援センター運営協議会をベースとした構成員とすることから、任期については、同協議会の任期と同じく 3 年とする。

(今回設置する推進会議は H30.3 までの 2 年 8 カ月、H30.4 以降は 3 年間)

(5) 会長及び庶務担当について

会議に会長を置き、会長が会議を招集することとする。

会議が所掌する事項の1つとして「医療、介護、福祉のネットワーク構築」があることから、会長についてはコーディネーター役として行政機関の者があたることとし、福祉担当部長をもって充てる。

庶務については、会長直下の長寿福祉課が担うこととする。

(6) 委員謝礼について

包括運協同様、1回の出席につき3,000円とする。

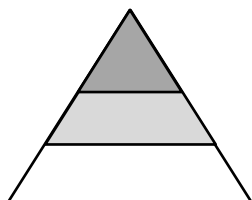
(7) 守秘義務について

会議では、困難な事例になればなるほど高度な個人情報を取り扱うこととなるので、法第115条の48第5項にも規定されるとおり、会議で知り得た秘密については他に漏らしてはならない。

(8) 会議の階層について

いわゆる“ケース会議”は市・各地域包括支援センター間で毎日のように行われているが、困難な事例については2者だけではなく、他の包括やケアマネ等関係者も交えて行っている（個別地域ケア会議）。

推進会議では、個別会議から報告を受けた事案の内容を専門多職種それぞれの見地から多角的に分析し、市全体に渡る課題を明確化するとともに、課題解決に向けた医療・介護・福祉のネットワーク構築、資源開発、政策提言を行う。



最上層：地域包括ケアシステム推進会議

第2層：地域ケア個別会議（困難ケース）

第1層：ケース会議（日常）